

改正 平成31年2月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大東文化大学（以下「本学」という。）は、本学の専任教員（東洋研究所及び書道研究所の専任研究員を含む。専任教員、助教及び書道研究所の任期付専任研究員を除く。以下「専任教員」という。）が海外の大学、研究機関等において学術の研究・調査等の活動（以下「研究活動」という。）に従事することにより、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、海外留学生派遣制度を設ける。

(目的)

第2条 この規則は、本学の海外留学生派遣制度による留学等に関し必要な事項について定める。

(適用)

第3条 この規則は、本学の専任教員の中で、海外留学生派遣制度による留学が許可された者に適用する。

(定義)

第4条 この規則において海外留学生とは、本学の専任教員で、日本政府、外国政府、内外公私の団体その他の者から経費の支給を受け、又は自費をもって、本学学長（以下「学長」という。）の承認の下に、海外の大学、研究機関等において専攻する学問分野に関する研究活動に従事するため、本学の海外留学生派遣制度により、海外へ留学する者をいう。

第2章 海外留学生の派遣期間、人数等

(派遣期間)

第5条 この規則における海外留学生の派遣期間は、長期の場合には6か月以上1年以内、短期の場合には3か月以上5か月以内とする。

(給与)

第6条 海外留学生には、特別の事由がない限り、学校法人大東文化学園給与規則に定める給与を支給する。ただし、学校法人大東文化学園理事長（以下「理事長」という。）から休職を命じられた海外留学生に対しては、給与の支給を停止する。

(人数)

第7条 海外留学生の人数は、毎年度3人以内とし、派遣する人数に関し調整の必要がある場合には、学長が当該学部の学部長と協議のうえ、これを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合に、学長は、大学評議会の議を経て、2人を限度として増員することができる。

第3章 海外留学生の要件

(要件)

第8条 この規則により海外の大学、研究機関等への海外留学を申請できる者は、申請年度の4月1日時点において、専任教員として本学に3年以上在籍し、かつ70歳定年制適用者にあってはその年齢が満67歳以下、65歳定年制適用者にあってはその年齢が満62歳以下の者とする。

(申請)

第9条 海外の大学、研究機関等へ海外留学を希望する者は、本学の各学部長（法務研究科にあっては研究科長、国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあってはそれぞれ所長とする。）に對し、海外留学生の申込みを行い、前年度の5月末日までに、各学部・法務研究科の教授会又は国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所の場合には管理委員会（以下「教授会等」という。）の承認を得なければならない。

2 前項に定める手続きを経て、本学大学評議会（以下「大学評議会」という。）の承認を得、海外留学生に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に對して、研究活動に従事する大学、研究機関等からの受入許可書等を添付のうえ、所定の留学計画書等を提出しなければならない。

第4章 海外留学生の任命等

(任命及び報告)

第10条 学長は、前条第2項に定める手続きを経て、海外留学生への申請があった者について、これを命ずる。

2 前項の規定により、学長から海外留学生に命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書及び出発届を提出しなければならない。

3 学長は、本学の専任教員に対し海外留学生として派遣を命じたときには、遅滞なくその旨を理事長へ報告するものとする。

(再留学)

第11条 本学の専任教員が海外留学生として再度の派遣（以下「再留学」という。）を申請する場合は、本学の海外留学生、海外研究員若しくは国内研究員としての派遣期間又は本学の特別研究期間制度の適用者としての研究期間の最終日の属する年度の末日から再留学する年度の4月1日までの間に、5年以上の期間を経過していなければならない。

(新規申請者の優先)

第12条 前条に定める期間を経過した専任教員が再留学を申し出たときに、別に新規の海外留学申請者がいる場合は、原則として新規の申請者を優先するものとする。

第5章 留学期間の延長等

(延長又は短縮)

第13条 海外留学生は、研究、傷病その他の事由により、留学期間の延長又は短縮の必要が生じたときには、遅滞なくその旨を記載した文書をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により、海外留学生から願い出が提出されたときには、当該海外留学生が所属する教授会等の議を経て、その願い出の諾否について決定し、その結果を当該海外留学生へ通知する。ただし、理由の如何にかかわらず、留学期間の延長は、申請時の留学計画期間の2倍を超えることができない。

3 学長は、第1項の規定による願い出を許可しないことを決定したとき、又は海外留学生から第1項に定める願い出が提出されないときには、理事長に対し休職の申請をすることができる。

4 理事長は、学長から前項の規定による休職の申請があったときには、当該海外留学生に対し休職を命ずることができる。この場合において、当該休職命令は、留学期間の満了日（短縮の場合には帰国日とする。）の翌日から、その効力を生ずるものとする。

(海外留学の取消し)

第14条 学長は、海外留学生が当初の留学目的を達成することが不可能であると判断したとき、又はその留学を継続することが適当でないと認められる事由が生じたときには、当該海外留学生が所属する教授会等の議を経て、その留学を取り消すことができる。

第6章 海外留学生の義務

(義務)

第15条 海外留学生は、留学期間終了後、原則として第17条第3項に定める海外留学における研究成果の公表又は公刊する年度の末日まで、専任職員として在職し、その研究成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めなければならない。この場合において、研究成果の公表又は公刊の日が留学期間終了の日と同一年度に属するときは、この条の「年度の末日まで」とあるのは「次の年度の末日まで」と読み替えるものとする。

(兼職の禁止)

第16条 海外留学生は、派遣期間中は研究員としての職務に専念し、原則として他の職を兼ねてはならない。

(帰国後の報告)

第17条 海外留学生は、帰国後、1週間以内に帰国届及びパスポートの写し（当該留学に係る部分）を、2か月以内に留学経過報告書をそれぞれ学長へ提出しなければならない。

2 前項に定める書類等は、教授会等の議を経て、学長が理事長へ提出しなければならない。

3 海外留学生は、帰国後、1年以内に研究成果に基づく論文を学術誌に公表又は学術書を公刊しなければならない。

4 海外留学生は、前項に定める論文が掲載された学術誌（又はその別刷）又は公刊した学術書を学長へ提出しなければならない。

第7章 雜則

(事務)

第18条 この規則に定める海外留学者の派遣に関する事務は、各学部の教授会に係るものについては各学部事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

(臨機の処置)

第19条 この規則に定めのない事項については、学長がこれを処理する。

(規則の改廃)

第20条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(専任教員海外派遣規則等の廃止)

2 この規則の施行に伴い、大東文化大学専任教員海外派遣規則（昭和51年3月24日制定）及び大東文化大学専任教員海外派遣規則施行細則（昭和51年3月24日制定）は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成31年2月27日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。